

(公印省略)

4 筑高支第 1071 号  
令和 5 年 3 月 9 日

市内地域包括支援センター  
市内居宅介護支援事業者  
市内小規模多機能型居宅介護事業所  
管理者 様

筑紫野市長 平 井 一 三  
(健康福祉部 高齢者支援課)

**「ケアプラン作成及びケアマネジメントのポイント」及び「暫定ケアプラン作成の取扱い」の一部変更について (通知)**

標記の件について報酬改定等の内容を反映し改訂しましたのでお知らせします。  
また、改定後の資料を市ホームページに掲載しましたのでご活用ください。  
今後とも適切なケアマネジメントに努めていただきますようお願いいたします。

記

1. 主な変更点

(1) ケアプラン作成及びケアマネジメントのポイント 資料 1

「ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、利用開始に際し前 6 か月間に作成したケアプランの総数のうちに、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下、訪問介護等という）がそれぞれ位置付けられたケアプランの数が占める割合、前 6 か月間に当該居宅介護支援事業所において作成されたケアプランに位置づけられた訪問介護等ごとの回数の中に同一事業者によって提供されたものが占める割合の説明を行い、理解を得ること」を記載。

(2) ケアプラン作成及びケアマネジメントのポイント 資料 2

暫定ケアプラン作成の取扱い 別紙 2

受付・相談・契約の同意については押印を削除し署名のみでも可能とする。

2. 市ホームページ

<https://www.city.chikushino.fukuoka.jp/site/kaigo/26495.html>

<https://www.city.chikushino.fukuoka.jp/site/kaigo/26494.html>

トップページ > 介護保険・高齢者福祉 > 介護保険 > 事業者の皆さまへ

【連絡・問い合わせ先】

筑紫野市 健康福祉部 高齢者支援課 指定指導担当  
TEL 092-923-1111 (内線 453) FAX 092-920-1786